

第3節 自衛隊の施設別状況

1 航空自衛隊

(1) 航空自衛隊那覇基地（海上自衛隊第5航空群、陸上自衛隊第15飛行隊を含む）

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字当間、字宮城、字高良、字具志）

(イ) 面積：2,117千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	434	0	0	1,682	2,117

(ウ) 地主数：2,804名

(エ) 年間賃借料：70億7千2百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：庁舎、隊舎、体育館、格納庫、補給倉庫、弾薬庫、航空対潜水艦作戦センター
- 工作物：駐機場、コンパス調整場、貯油槽、貯水槽、通信設備、電源設備、気象レーダー

イ 使用状況

(ア) 部隊

○管理基地名：航空自衛隊那覇基地

○使用部隊名：①航空自衛隊南西航空方面隊（方面隊司令部、第9航空団、南西航空警戒管制団、第5高射群、南西航空施設隊、南西航空音楽隊）

②海上自衛隊第5航空群（群司令部、第5航空隊、第5整備補給隊、那覇航空基地隊）

③その他の部隊（警戒航空隊、那覇救難隊、那覇ヘリコプター空輸隊、那覇管制隊、那覇気象隊、航空システム通信隊保全監査群通信監査隊第4通信監査班、那覇地方警務隊、西部情報保全隊那覇第3情報保全派遣隊、那覇システム通信分遣隊、第5移動通信隊、自衛隊那覇病院、陸上自衛隊第15ヘリコプター隊、米空軍第18航空団第623空中管制小隊）

(イ) 使用主目的：対領空侵犯措置、航空警戒管制及び後方支援業務

(ウ) 施設の現状及び任務

同基地は、航空自衛隊の他、海上自衛隊及び陸上自衛隊の飛行部隊が所在しており、那覇空港の滑走路を国土交通省との使用協定に基づき使用している。

a 航空自衛隊

南西航空方面隊隷下の第9航空団は、F-15戦闘機及びT-4練習機等を保有し、対領空侵犯措置業務（スクランブル）を実施するほか、基地の後方業務を実施している。

南西航空警戒管制団は宮古、久米島、沖永良部島、与座岳に分屯基地があり、各種レーダーにより航空警戒管制業務を行っている。

第5高射群は那覇、知念、恩納にそれぞれ高射部隊を配備し、ペトリオット・ミサイルによる防空任務にあっている。

南西航空施設隊は、南西航空方面隊隷下の各基地等の土木工事及び整地作業等を行っている。

南西航空音楽隊は、主として沖縄県内において演奏活動を実施して、隊員の士気の高揚及び広報業務を実施している。航空救難団隷下の那覇救難隊は、U-125A及びUH-60J救難機をもって航空救難を主任務とし、その他海難救助及び緊急患者空輸などの災害派遣を行っている。

同じく、航空救難団隷下の那覇ヘリコプター空輸隊は、CH-47Jヘリコプターにて主に空中輸送を行っており、北は奄美大島から南は宮古島に至る各基地間の輸送を行っている。

航空保安管制群に属する那覇管制隊及び航空気象群に属する那覇気象隊は、航空機運行に必要な各種データを提供する。

航空システム通信隊保全監査群通信監査隊第4通信監査班は、通信監査を行っている。那覇地方警務隊は、航空自衛隊の部内秩序維持のための犯罪捜査及び交通統制、警護等の保安業務を行っている。

警戒航空隊飛行監視群に属する第603飛行隊は、早期警戒機による警戒監視を行っている。

航空システム通信隊移動通信群に属する第5移動通信隊は、通信回線の中断に対応する業務を行っている。

自衛隊那覇病院は、隊員及びその家族の診療を行っている。

第8章 基地の概要

南西航空方面隊は、従来米軍の沖縄南部訓練空域と北部訓練空域で訓練を行っていたが、昭和52年から新たに東部訓練空域も加えられた。

救難訓練では、沖縄南西及び北方の沿岸、久米島周辺、宮古島周辺、沖縄本島喜屋武岬沖等で照明弾の他シーマーカー、マリンマーカー（位置表示のための発煙、発光する火工品）等を投下して行われている。

b 海上自衛隊第5航空群

海上自衛隊第5航空群は、現在、南西航路（本土－沖縄－台湾海域）の船団護衛等の海上防衛任務のほか航空救難、海難救助、災害派遣等に従事している。防衛庁（当時）は防衛力整備計画に基づき、昭和63年度からP-2Jに替わってP-3Cを逐次配備することとした。

海上自衛隊那覇基地においては、平成2年3月に航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）が完成し、それまで11機が配備されていたが、平成5年度で9機を配備し、20機（2個航空隊）態勢が確立された。平成20年3月に部隊改編し、2個航空隊を1個航空隊として新編した。

航空対潜水艦作戦センターは、洋上を飛行するP-3Cと陸上基地間の交信を確保するための後方支援施設である。

c 陸上自衛隊第15ヘリコプター隊

陸上自衛隊第15ヘリコプター隊は、指揮・連絡、航空偵察及び航空輸送を行い旅団及び旅団内諸隊の行動を支援する任務のほか、警備地区の災害派遣特に鹿児島県奄美大島より南及び沖縄県の各離島の緊急患者空輸に従事している。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：なし

b 地位協定第2条第4項(b)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	提供年月日
○米空軍第18航空団	管制施設等	25㎡（建物）	昭63.9.22

ウ 周辺状況等

この施設は、那覇市の西南にあって、那覇空港に隣接している。空港へのアクセス改善を目的として、施設内を横断する沖縄都市モノレール（平成15年開通）や関連道路が整備されている。また、沖縄本島中北部へのアクセス道路として、那覇空港自動車道が暫定供用されている。

しかしながら、那覇空港は自衛隊と民間との共用となっており、第2種空港としては、全国有数の過密状態となっている。

エ 沿革

自衛隊の引継ぎ前は米軍の那覇空軍・海軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日	復帰の際に一部返還され、沖縄返還協定了解覚書C表により自衛隊に引き継がれる。航空自衛隊臨時那覇施設管理隊新編。海上自衛隊臨時那覇施設管理隊新設。
昭和47年7月	海上自衛隊臨時沖縄航空派遣隊新設。
昭和47年8月	南西航空混成団臨時那覇派遣隊新編。
昭和47年10月	南西航空混成団那覇基地開所、臨時（那覇救援隊、那覇基地隊、第83航空隊、沖縄航空警戒管制隊）新編。臨時（那覇管制隊、那覇気象隊、那覇警務分遣隊、調査分遣隊）新編。
昭和47年11月	運輸省航空局長と防衛庁防衛局長の間で「那覇飛行場の使用等に関する協定」を締結。
昭和47年11月21日	陸上自衛隊101飛行隊、新編成。
昭和47年12月1日	〃、緊急患者空輸を米軍から引き継ぎ。
昭和47年12月6日	〃、初めての緊急患者空輸を粟国島から実施。
昭和47年12月	海上自衛隊臨時沖縄航空隊新規編成（航空機P-2J6機）。
昭和48年1月	対領空侵犯措置開始。
昭和48年2月	臨時高射訓練隊新編。
昭和48年10月	海上自衛隊沖縄航空隊新編。南西航空混成団編成（第83航空隊、南西航空警戒管制隊、第5高射群、那覇基地隊、南西航空施設隊）新編、第1補給処東京支処那覇分室新編。
昭和53年10月	南西航空警戒管制隊改編（奄美通信隊編入）。
昭和54年3月	航空自衛隊那覇地区病院新編。
昭和56年7月	海上自衛隊第5航空群の新編。

- 昭和54年7月27日 陸上自衛隊第101飛行隊、1000回目の緊急患者空輸を実施。
- 昭和57年10月 南西航空警戒管制隊改編（第4移動警戒隊新編）。
- 昭和59年10月 第83航空隊改編（那覇基地隊廃止）。
- 昭和60年1月 南西航空音楽隊新編。
- 昭和60年11月 第83航空隊改編（第302飛行隊隷属）。
- 昭和61年3月 "（第207飛行隊整理）。
- 昭和63年4月 航空自衛隊那覇地区病院から自衛隊那覇病院に改称。
- 昭和63年9月 建物（25㎡）を米軍の管制施設等として、地位協定2-4-(b)に基づき提供。
- 昭和63年10月 中央航空通信群通信監査隊第4通信監査班新編。
- 昭和63年12月 航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）着工。
- 平成2年3月 "（ASWOC）完成。
- 平成2年7月 海上自衛隊第5航空隊へP-3C配備。
- 平成4年3月 那覇ヘリコプター空輸隊新編。
- 平成5年7月 海上自衛隊第9航空隊（P-3C配備）新編。
- 平成8年2月 第5高射群改編（第16高射隊新編）。
- 平成10年10月14日 陸上自衛隊第101飛行隊、5000回目の緊急患者空輸を実施。
- 平成10年12月 海上自衛隊第5整備補給隊新編（第5支援整備隊廃止）。
- 平成12年5月 航空システム通信隊保全監査群通信監査隊第4通信監査班の改編。
- 平成14年3月 海上自衛隊那覇システム通信分遣隊新編。
- 平成16年4月 第1補給処東京支処那覇分室廃止。
- 平成17年3月 第83航空隊改編（第83基地防空隊新編）。
- 平成18年4月5日 陸上自衛隊第101飛行隊、7000回目の緊急患者空輸を実施。
- 平成20年3月 海上自衛隊第5及び第9航空隊を改編し、第5航空隊を新編。
- 平成21年1月 第83航空隊改編（第204飛行隊隷属）。
- 平成21年3月 "（第302飛行隊百里へ）。
- 平成21年3月26日 陸上自衛隊第101飛行隊、第15飛行隊へ改編。
- 平成23年8月10日 陸上自衛隊第15飛行隊、8000回目の緊急患者空輸を実施。
- 平成25年3月 "、第15ヘリコプター隊へ改編。
- 平成26年4月 警戒航空隊第603飛行隊新編。
- 平成27年3月 第5移動通信隊新編。
- 平成28年1月 第9航空団新編（第83航空隊廃止）
- 平成28年10月4日 陸上自衛隊第15ヘリコプター隊、9,000回目の緊急患者空輸を実施。
- 平成29年7月 南西航空方面隊新編（南西航空混成団廃止）。
- 南西航空警戒管制団新編（南西航空警戒管制隊廃止）。

(2) 航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：那覇市（字安次嶺、字当間、字大嶺）
- (イ) 面積：80千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	8	—	—	72	80

- (ウ) 地主数：194名
- (エ) 年間賃借料：2億9千5百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：庁舎、隊舎
 - 工作物：ミサイル発射施設

イ 使用状況

- (ア) 部隊
 - 管理基地名：航空自衛隊那覇基地
 - 使用部隊名：第5高射群第17高射隊
- (イ) 使用主目的：ペトリオット・ミサイル発射施設

第8章 基地の概要

(ウ) 施設の現状及び任務

那覇高射教育訓練場は、航空自衛隊那覇基地の北端に隣接する管理地区と、那覇空港滑走路西側の海岸沿いに位置する運用地区からなる。

同基地に所在する第17高射隊は、南西航空方面隊隷下の第5高射群に属する部隊で、地对空ミサイルによる防空任務にあっている。

第5高射群は、この他に恩納分屯基地、知念分屯基地にペトリオット・ミサイルを装備した高射隊を有している。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

同訓練場の周辺には、航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地及び那覇訓練場があり、那覇空港の利用者の増加に伴い、土地利用の必要性が高まっている。

エ 沿革

復帰前は、米軍の那覇陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い、那覇サイトに名称変更される。

昭和48年1月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき1,000㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年2月15日 那覇訓練隊編成。

昭和48年4月3日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき残り103,000㎡が全部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年10月16日 第17高射隊新編。

(3) 航空自衛隊那覇基地と座岳分屯基地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：糸満市（字与座、字大里）

島尻郡八重瀬町（字富盛、字世名城）

(イ) 面積：160千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
糸満市	3	—	0	132	135
八重瀬町	—	—	0	24	24
合計	3	—	1	156	160

(ウ) 地主数：143名

(エ) 年間賃借料：9千3百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：本部庁舎、隊舎、倉庫、受信所

○工作物：レーダー施設、給水施設、燃料施設、ヘリポート、グラウンド、浄化装置

イ 使用状況

(ア) 部隊

○管理基地名：航空自衛隊那覇基地

○使用部隊名：南西航空警戒管制隊第56警戒群、米空軍第18航空団

(イ) 使用主目的：防空警戒管制施設

(ウ) 施設の現状及び任務

与座岳分屯基地は、糸満市の与座岳（168メートル）に所在し、また受信所が八重瀬町の八重瀬岳（163メートル）にある。同分屯基地には、第56警戒群が所在している。

第56警戒群は、レーダーによる航空警戒、必要な場合における彼我識別、兵器割当及び要撃管制、対空無線通信系の監視並びにこれらに伴う情報の収集、伝達を主な任務としている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項（a）：なし

b 地位協定第2条第4項（b）：共同使用

共同使用者

使用目的

面積

提供年月日

○米空軍第18航空団

管制施設等

26㎡（建物）

昭62.2.5

ウ 周辺状況等

この地域は、糸満市と八重瀬町（旧東風平町）の境界に接した与座岳、八重瀬岳に位置しており、県道15号線が八重瀬町（旧具志頭村）の国道331号から北上して地区の真中を縦貫し、八重瀬町（旧東風平町）の南側を走る県道52号線と接続している。

八重瀬町（旧東風平町）側はゴルフ場となっており、糸満市側はゴルフ場や農有地が形成されている。

エ 沿革

自衛隊への引継ぎ前は、米軍の与座岳航空通信施設として使用。

昭和47年9月20日 編成準備要員派遣。

昭和47年10月1日 臨時沖縄航空警戒管制与座岳分遣隊編成。

昭和47年11月2日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき3,000㎡が返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年3月30日 第56警戒群新編。

昭和48年3月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき157,000㎡が返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和56年2月 建物26㎡を地位協定2-4-(b)施設として米軍に提供（2年期限付き）。

昭和58年3月 建物26㎡を地位協定2-4-(b)施設として米軍に提供（3年期限付き）。

昭和62年2月 建物26㎡を地位協定2-4-(b)施設として米軍に提供。

平成20年3月 隊舎新設。

(4) 航空自衛隊那覇基地知念高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：南城市なんじょう（管理地区：佐敷さしき佐敷さしき、運用地区：知念ちねん字吉富よしとみ、知念ちねん字知念ちねん）

(イ) 面積：282千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
南城市	19	0	0	263	282

(ウ) 地主数：194名

(エ) 年間賃借料：1億4千3百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：隊庁舎、食堂、補給倉庫、受電所、施設ショップ、射撃管制棟、警衛所、自動車修理工場、火薬庫、体育館兼プール、通信局所

○工作物：ミサイル発射施設、給水装置、ドラムヤード、燃料タンク、浄化槽

イ 使用状況

(ア) 部隊名

○管理基地名：航空自衛隊那覇基地

○使用部隊名：第5高射群第18高射隊

(イ) 使用主目的：ペトリオット・ミサイル発射施設

(ウ) 施設の現状及び任務

本施設は、知念半島の高台に位置する運用地区と運用地区から約2.5キロメートル離れた管理地区からなる。

同訓練場には、航空自衛隊第18高射隊及び第16高射隊が地对空ミサイル（ペトリオット）による防空任務にあっている。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

管理地区の南側には民間の分譲住宅地、運用地区の南側には陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場がある。

北側はいずれも断崖となっている。両地区の間には、昭和54年3月に沖縄刑務所、昭和63年11月には国土航空省により航空無線施設が建設されている。施設周辺は、主にサヤインゲン等の野菜畑

第8章 基地の概要

や住宅地等が広がっている。

(イ) 主な事件・事故

昭和52年6月1日、同訓練場の統制地区からカービン銃8丁が盗まれる事件が発生した。沖縄県では、米軍基地から流れた武器類が暴力団の手に渡り犯罪に使われる例が多かったため、この事件は各方面に大きな衝撃を与えた。県知事は、自衛隊沖縄連絡調整官あて「銃器類の管理について」の要請を行った。

エ 沿革

復帰前は、米軍の知念第2陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い知念第2サイトに名称変更される。

昭和48年1月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき2,000㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年2月15日 知念訓練隊編成。

昭和48年5月14日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき310,000㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

〃 米軍から施設管理権移管。

昭和48年10月16日 第18高射隊の新編。

昭和49年1月9日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき残り部分が全部返還され、自衛隊に引き継がれる。

平成8年2月1日 第16高射隊新編。

平成8年3月11日 隊舎新設。

(5) 航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：国頭郡恩納村（字恩納、字谷茶、字富着）

〃 金武町（字屋嘉）

(イ) 面積：263千㎡

単位：千㎡

町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	—	—	16	—	16
恩納村	8	—	211	28	247
合計	8	—	227	28	263

(ウ) 地主数：34名

(エ) 年間賃借料：4千4百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：本部庁舎、隊舎、食堂、補給庫、浄水槽

○工作物：レーダー施設、ミサイル発射施設、給水施設、ボイラー、体育館

イ 使用状況

(ア) 部隊名

○管理基地名：航空自衛隊那覇基地

○使用部隊名：第5高射群第19高射隊

(イ) 使用主目的：ペトリオット・ミサイル発射施設

(ウ) 施設の現状及び任務

本施設は、恩納村字恩納を中心に位置する庁舎のある運用地区と、そこから約5キロメートル離れた石川岳の山頂にある通信地区からなる。同訓練場においては、第5高射群第19高射隊が地对空ミサイル（ペトリオット）による防空任務にあたっている。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

庁舎のある運用地区が所在する字恩納周辺は、北西側が東シナ海に面し、本県でも有数のリゾート地域になっている。

北東から東そして南側にかけて山岳が連なり、周囲は主に針葉樹林、果樹園、原野となっている。通信地区が所在する石川岳の周囲は、主に森林、原野となっている。

エ 沿革

- 自衛隊の引継ぎ前は、米軍の恩納ポイント陸軍補助施設として使用。
 昭和47年5月15日 復帰に伴い恩納サイトに名称変更。
 昭和48年1月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき2,000㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。
 昭和48年2月15日 恩納訓練隊編成。
 昭和48年5月14日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき265,000㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。
 // 米陸軍より施設管理権移管。
 昭和48年10月16日 第19高射隊新編。
 昭和50年6月30日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき1,000㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。
 平成12年8月11日 隊舎新設。
 平成18年7月3日 体育館新設。

(6) 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：島尻郡久米島町（字仲村渠、字上江洲、字西銘、字大田、字兼城、字嘉手苅、字宇江城）

(イ) 面積：218千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	8	1	199	11	218

(ウ) 地主数：214名

(エ) 年間賃借料：2千1百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：本部庁舎、隊舎、食堂、体育館
- 工作物：レーダー施設、給水施設、燃料施設、ヘリポート、浄化装置

イ 使用状況

(ア) 部隊

- 管理基地名：航空自衛隊那覇基地
- 使用部隊名：南西航空警戒管制隊第54警戒隊、米空軍第18航空団

(イ) 使用主目的：防空警戒管制施設

(ウ) 施設の現状及び任務

同分屯基地に所在する第54警戒隊は、定められた空域の航空警戒と必要な場合における要撃管制、そして対空通信の監視を主な任務としている。交代制で24時間監視体制にある。

同分屯基地の施設及び管理地域、レーダー地区、ヘリポート等の一部が、一時使用施設として米軍に提供されている（米軍施設名称は鳥島射爆撃場）。

同分屯基地は、米軍から自衛隊への防空任務の引継ぎに伴い、米軍の使用していたレーダーサイトを防衛庁が買い取ったものである。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：なし

b 地位協定第2条第4項(b)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	提供年月日
○米空軍第18航空団	管制施設	430㎡(建物)	昭57.9.17

ウ 周辺状況等

久米島分屯基地は、久米島中央部から北側にある高台に位置しており、近くに宇江城城跡がある。

山頂部分の周辺は、山林地帯で久米島町の貴重な水源である白瀬川の集水域となっている。又海岸地域の周辺は、優良農地のある農村地帯となっている。

エ 沿革

第8章 基地の概要

- 自衛隊の引継ぎ前は、米軍の久米島航空通信施設として使用。
 昭和47年10月3日 編成準備要員派遣。
 昭和47年10月11日 臨時沖縄航空警戒管制隊久米島分遣隊編成。
 昭和47年11月2日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき2,000㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。
 昭和48年5月14日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき232,000㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。
 昭和48年5月20日 第54警戒群新編。
 昭和57年9月17日 建物430㎡を米軍の管制施設として地位協定2-4-(b)に基づき提供。
 平成12年3月31日 受信所移設用地として、新たに3,495㎡を借り上げる。
 平成14年3月29日 受信地区の土地の一部19,121㎡を返還。
 平成22年11月 隊舎新設。

(7) 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：宮古島市（上野字野原、平良字下里）
 (イ) 面積：131千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
宮古島市	—	—	118	13	131

- (ウ) 地主数：3名
 (エ) 年間賃借料：2千7百万円
 (オ) 主要建物及び工作物
 ○建物：本部庁舎、隊舎、倉庫
 ○工作物：レーダー施設、給水施設、燃料施設、ヘリポート、浄化装置

イ 使用状況

- (ア) 部隊
 ○管理基地名：航空自衛隊那覇基地
 ○使用部隊名：南西航空警戒管制隊第53警戒隊
 (イ) 使用主目的：防空警戒管制施設
 (ウ) 施設の現状及び任務
 同分屯基地に所在する第53警戒隊は与座岳分屯地（第56警戒群）をキー局とし、久米島、知念、沖之永良部のレーダー基地と一体となって防空警戒管制にあたっている。
 (エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

同分屯基地は、宮古島のほぼ中央部に当たる野原岳の頂上付近にあり、旧平良市と旧上野村の境界地域に位置（大部分は旧上野村）している。
 高台の傾斜地は、雑草の生い茂る荒地となっているが、旧上野村側の平坦部分は、以前は畜産センターとして利用していた。その他の周辺一帯は、さとうきびと葉たばこの生産を主体とした農耕地となっている。

エ 沿革

- 自衛隊の引継ぎ前は、米軍の宮古島通信施設として使用。
 昭和47年10月11日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき一部返還され、自衛隊に引き継がれる。
 昭和48年2月15日 第53警戒群の新編。
 昭和48年12月8日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき残り101,000㎡が全部返還され、自衛隊に引き継がれる。
 平成2年10月31日 オペレーション地区の土地の一部8,431㎡を上野村に返還。
 平成20年2月 隊舎新設。

(8) 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：島尻郡久米島町（字仲泊）

(イ) 面積：6千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	6	—	—	—	6

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：—

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：宿舎

○工作物：—

イ 使用状況

(ア) 部隊

○管理基地名：航空自衛隊那覇基地

○使用部隊名：南西航空警戒管制隊第54警戒隊

(イ) 使用主目的：宿舎

(ウ) 施設の現状及び任務

同宿舎には、久米島分屯基地（第54警戒隊）に配属された隊員とその家族が居住している。建物はA棟（20戸）、B棟（24棟）の2棟。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

仲泊宿舎は、久米島町役場具志川庁舎の東側約200メートルの所にある小高い台地に所在している。周辺一帯は、宅地及びさとうきび生産を中心とした農耕地となっている。

エ 沿革

昭和50年 用地購入、宿舎建設、入居開始。

平成21年3月 宿舎建設、入居開始。

(9) 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：宮古島市（上野字野原）

(イ) 面積：3千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
宮古島市	3	—	—	—	3

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：—

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：宿舎

○工作物：—

イ 使用状況

(ア) 部隊

○管理基地名：航空自衛隊那覇基地

○使用部隊名：第53警戒隊

(イ) 使用目的：宿舎

(ウ) 施設の現状及び任務

同宿舎には、宮古島分屯基地（第53警戒隊）に配属された隊員とその家族が居住している。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

野原宿舎は上野小学校の北方に位置し、周辺は住宅地域となっている。宿舎への立ち入りに何ら制限はなく、一般民家と特に異なる点はない。

エ 沿革

昭和48年3月 用地購入、宿舎建設。
 昭和49年8月 14戸建設、入居開始。
 昭和50年3月 10戸建設、入居開始。
 平成20年3月 24戸建替、入居開始。

(10) 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：宮古島市（上野字新里）

(イ) 面積：3千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
宮古島市	3	—	—	—	3

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：—

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：宿舎

○工作物：

イ 使用状況

(ア) 部隊

○管理基地名：航空自衛隊那覇基地

○使用部隊名：第53警戒隊

(イ) 使用主目的：宿舎

(ウ) 施設の現状及び任務

同宿舎には宮古島分屯基地（第53警戒隊）に配属された隊員とその家族が居住している。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

新里宿舎は、上野字新里の上野中学校グランド前に位置している。宿舎の西側は住宅地域で、東側は畑地が主になっている。

同宿舎は、一般民家と特に異なる点はなく、立入りも自由に行われている。居住している隊員や家族は、地元の行事等にも自主的に参加し、地元住民との交流は活発である。

エ 沿革

昭和50年3月 用地購入。

昭和50年10月6日 10戸建設、入居開始。

平成14年3月1日 18戸建設（建替）、入居開始。

2 海上自衛隊

(1) 海上自衛隊沖縄基地隊

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：うるま市（勝連字平敷屋）
 (イ) 面積：87千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	10	—	0	76	87

- (ウ) 地主数：115名
 (エ) 年間賃借料：6千6百万円
 (オ) 主要建物及び工作物
 ○建物：庁舎、隊舎、管理棟、診療所、体育館、プール等
 ○工作物：通信タワー、燃料タンク、掃海艇棧橋

イ 使用状況

- (ア) 部隊
 ○管理部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊
 ○使用部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊、海上自衛隊沖縄海洋観測所
 (イ) 使用目的：港湾施設及び後方支援施設
 (ウ) 施設の現状及び任務

同基地は勝連半島先端部にあつて、米軍基地ホワイト・ビーチ地区に隣接している。海上自衛隊沖縄基地隊は掃海艇、水中処分母船、曳船等を保有し、主として沖縄の沿岸、重要港湾等を防備するために設けられた南西諸島唯一の艦艇基地部隊である。平時から、防衛任務を完遂するために必要な訓練を行う一方、海中の不発弾等各種の爆発物及び障害物の除去・処分、災害発生時における一般住民への協力を行っている。不発弾処理は、毎年平均約3トンの爆破処理を実施しており、昭和47年から平成29年12月までの間に出勤回数826回、弾数80,055発、総処理重量284トンとなっている。

港湾施設の一部と海岸用地は米軍と共同使用しており、昭和58年1月には、沖縄海洋観測所の建設用地の共同使用（ホワイト・ビーチ地区の北側の一面約70,000㎡）が日米合同委員会で合意され、同年1月27日共同使用が開始された。同観測所は、海洋の環境条件の調査、研究を目的とする。

(エ) 共同使用の状況

- a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用
- | 共同使用者 | 使用目的 | 面積 | 使用開始年月日 |
|--------------|---------|-------|----------|
| ○米海軍艦隊活動司令部 | 船舶係留施設等 | 150千㎡ | 昭47.5.15 |
| 〃 | 電力供給施設等 | 1千㎡ | 昭55.1.26 |
| 〃 | 海洋観測所 | 70千㎡ | 昭58.1.27 |
| ○米陸軍第10地域支援群 | 連絡事務室等 | 20㎡ | 昭47.5.15 |
- b 地位協定第2条第4項(b)：共同使用
- | 共同使用者 | 使用目的 | 面積 | 使用開始年月日 |
|-------------|------------|----|----------|
| ○米海軍艦隊活動司令部 | 棧橋及び消火システム | 不明 | 平26.11.5 |

ウ 周辺状況等

この施設は、米軍ホワイト・ビーチ地区の北東部に位置し、ホワイト・ビーチ地区との間には仕切りもなく往来は自由である。

具体的な跡地利用計画はまだ策定されていないが、ホワイト・ビーチ地区の海岸部は、勝連半島南側道路の計画や港湾区域、平地部が住宅区域及び農用地区域、対岸の洲崎地区においては、製造業の進出や海運流通業、クルーズ船寄港等の構想があり、それらと関連した開発が想定されている。

エ 沿革

自衛隊の引継ぎ前は、米軍のホワイトビーチ港海軍施設として使用されていた。

昭和47年5月15日 復帰時に返還され、沖縄返還協定了解覚書C表に基づき、自衛隊に引き継がれる。

臨時勝連管理隊新編（3名）。

昭和47年7月16日 〃 廃止。

第8章 基地の概要

	臨時沖縄基地隊派遣隊新編（71名）。
昭和48年10月16日	〃 〃 改編。 沖縄基地隊新編（本部、第35掃海隊、第23艇隊、那覇連絡所）（177名）。
昭和49年9月30日	第23艇隊解除。
昭和51年10月1日	具志川送信所完成。 特務船「ほたか」編入。
昭和52年12月27日	沖縄水中処分隊新編。
昭和58年1月27日	第35掃海隊解除。 第48掃海隊編入。 特務船「ほたか」除籍。 特務船「あまみ」編入。 沖縄海洋観測所建設のためのホワイトビーチの一部（約70,000㎡）の共同使用が、日米合同委員会で承認。2月10日建設工事発注。
昭和62年3月24日	第48掃海隊解除。 第49掃海隊新編。
昭和62年7月1日	那覇連絡所廃止。
平成元年11月29日	特務船「あまみ」除籍。 特務船「みやと」編入。
平成5年11月9日	第49掃海隊解除。 第13掃海隊編入。
平成8年3月1日	特務船「みやと」除籍。 特務船「みやじま」編入。
平成9年3月19日	第13掃海隊を第46掃海隊に隊番号変更。
平成10年3月23日	掃海艇「もろしま」編入。
平成14年5月23日	特務船「みやじま」除籍。
平成15年3月14日	水中処分母船6号編入。
平成16年3月24日	掃海艇「ゆりしま」編入。
平成17年2月9日	掃海艇「あおしま」編入。 掃海艇「もろしま」除籍。
平成18年2月8日	掃海艇「ししじま」編入。
平成19年2月23日	掃海艇「くろしま」編入。 掃海艇「ゆりしま」除籍。

(2) 海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：うるま市（字天願、字昆布）
(イ) 面積：169千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	7	—	—	162	169

- (ウ) 地主数：177名
(エ) 年間賃借料：1億7千9百万円
(オ) 主要建物及び工作物
○建物：局舎等
○工作物：アンテナ、マイクロタワー

イ 使用状況

- (ア) 部隊
○管理部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊
○使用部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊、海上自衛隊第5航空群、那覇システム通信分遣隊
(イ) 使用主目的：送信所
(ウ) 施設の現状及び任務
当該送信所は、米軍基地キャンプ・コートニーの一部139,000平方メートルが返還されたものを、防衛施設局が借り上げて建設したものである。

同送信所は、沖縄近海に展開する海上自衛隊の艦船や航空機に対し、電波を中継送信する業務を持っている。

(エ) 共同使用の状況

- a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用
 共同使用者 使用目的 面積 使用開始年月日
 ○在日米陸軍 進入路等 10千㎡ 昭51.3.15
- b 地位協定第2条第4項(b)：なし

ウ 周辺状況等

当該施設は、金武湾に面するうるま市宇天願の北側に位置し、キャンプ・コートニーに隣接している。

現在のところ跡地利用計画は策定されていないが、キャンプ・コートニー周辺は、産業地区や住宅地区等の都市開発整備が想定されている。

エ 沿革

- 昭和46年6月30日 米軍のキャンプ・コートニーの一部396,000㎡が返還。
 昭和50年5月1日 返還地のうち139,000㎡が自衛隊に引き継がれる。
 昭和51年11月9日 海上自衛隊沖縄基地隊所属の送信所として開所。
 平成17年10月31日 具志川市道用地整備に伴い、3,034.29㎡が返還。

(3) 海上自衛隊国頭受信所

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：国頭郡国頭村（字伊地）
 (イ) 面積：316千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
国頭村	208	—	92	17	316

- (ウ) 地主数：100名
 (エ) 年間賃借料：9百万円
 (オ) 主要建物及び工作物
 ○建物：アンテナ6基（高さ20m×1基、25m×3基、10m×1基、18m×1基）、
 局舎（約831㎡）、車庫、倉庫、（延べ911㎡）
 ○工作物：通信用鉄塔

イ 使用状況

- (ア) 部隊
 ○管理部隊名：那覇システム通信分遣隊
 ○使用部隊名：海上自衛隊第5航空群
 (イ) 使用主目的：受信所
 (ウ) 施設の現状及び任務
 同受信所は、洋上を飛行するP-3Cと陸上基地間の交信を確保するための後方支援施設として、海上自衛隊第5航空群が装備する航空対潜水艦作戦センターと一体となって運用されるものである。
 (エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

当該地区を含む一帯は、国頭村の西中央部に位置する山地丘陵地帯で、以前はパインを中心に一部でサトウキビの生産が営まれていた。

平成2年10月に、当該区域は農業振興地域から解除されたが、周辺地域ではサトウキビのほか花き・果樹栽培が行われている。

エ 沿革

- 昭和63年8月 海上自衛隊第5航空群（那覇基地）は、航空対潜水艦作戦センターと送受信施設の必要性及び着工計画を発表。
 平成元年12月 国頭村議会において、P-3C受信施設建設推進決議を可決。

第8章 基地の概要

平成2年11月	P-3C受信施設着工。
平成3年9月	P-3C受信所が完成。

3 陸上自衛隊

(1) 陸上自衛隊那覇駐屯地

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：那覇市（字鏡水、住吉町）
 (イ) 面積：346千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	119	—	0	227	346

- (ウ) 地主数：1,000名
 (エ) 年間賃借料：9億4千万円
 (オ) 主要建物及び工作物
 ○建物：庁舎、隊舎、整備工場、車庫、倉庫、医務室、食堂、警衛所、厚生センター
 ○工作物：グラウンド、プール、給水施設、通信施設

イ 使用状況

(ア) 部隊

- 管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊
 ○使用部隊名：第15旅団、那覇駐屯地業務隊、第322基地通信中隊、第430会計隊、
 第103輸送業務隊、第136地区警務隊及び西部情報保全隊那覇第1情報保全派遣隊

(イ) 使用主目的：旅団司令部及び後方支援施設

(ウ) 施設の現状及び任務

同駐屯地には、第15旅団、那覇駐屯地業務隊、第322基地通信中隊、第430会計隊、第103輸送業務隊、第136地区警務隊及び西部情報保全隊那覇第1情報保全派遣隊が駐屯している。

第15旅団は通常の訓練のほかに不発弾処理、緊急患者空輸、災害派遣等の活動も行っている。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

この施設は、那覇市の西南にあって、那覇空港に隣接している。空港へのアクセス改善を目的として、施設の西側から南側にかけて沖縄都市モノレール（平成15年開通）や関連道路が整備されている。また、沖縄本島中北部へのアクセス道路として、那覇空港自動車道が暫定供用されている。

エ 沿革

- 昭和47年5月 返還協定了解覚書C表に基づき米軍の那覇ホイール地区が返還され、自衛隊に引き継がれる。
 昭和47年10月1日 陸上自衛隊那覇駐屯地開設。臨時第1混成群設置。
 昭和48年9月 第1混成団準備本部設置。
 昭和48年10月16日 第1混成団発足。
 昭和49年6月5日 特別不発弾処理班が特別不発弾処理隊に改編。
 昭和55年2月14日 那覇空軍・海軍補助施設の109,000㎡を陸上自衛隊が訓練場として共同使用。
 昭和57年3月31日 那覇空軍・海軍補助施設の全面返還（約2.28km²）に伴い、引き続き陸上自衛隊が約1.07km²を使用。
 昭和57年11月10日 陸上自衛隊那覇訓練場内道路の一部について、一般車両の通行を昭和62年の海邦国体終了まで承認。
 昭和62年9月 那覇港湾施設及び那覇空軍・海軍補助施設の返還に伴い、駐屯地用地として65,000㎡を借り上げる。
 平成5年9月 特別不発弾処理隊が第101不発弾処理隊に改編。
 平成8年3月29日 第1混成団音楽隊を編成。
 平成22年3月25日 第1混成団廃止。
 平成22年3月26日 第15旅団編成。
 平成24年3月26日 第15旅団隷下に第15特殊武器防護隊を編成。

(2) 陸上自衛隊那覇駐屯地八重瀬分屯地

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：島尻郡八重瀬町（字富盛）

第8章 基地の概要

(イ) 面積：77千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
八重瀬町	—	—	6	71	77

(ウ) 地主数：67名

(エ) 年間賃借料：4千7百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：庁舎、隊舎、整備工場、哨舎、体育館

○工作物：グラウンド、給水施設、通信施設

イ 使用状況

(ア) 部隊

○管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊

○使用部隊名：第15高射特科連隊本部、第15後方支援隊、那覇駐屯地業務隊、第322基地通信中隊、第136地区警務隊、西部情報保全隊那覇第1情報保全派遣隊

(イ) 使用主目的：第15高射特科連隊本部及び後方支援施設

(ウ) 施設の現状及び任務

八重瀬分屯地は、陸上自衛隊第15旅団隷下の第15高射特科連隊本部があり、本部管理中隊、高射搬送通信中隊、第15後方支援隊高射直接支援中隊、那覇駐屯地業務隊八重瀬派遣隊、第322基地通信中隊八重瀬派遣隊、第136地区警務隊八重瀬連絡班、西部情報保全隊那覇第1情報保全派遣隊八重瀬連絡官が駐屯している。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

同分屯地は、琉球石灰岩台地の八重瀬岳台地の北側の崖部に位置し、この崖下には八重瀬城跡の八重瀬公園があり、この切立った崖の北側には、集落と島尻地域の主要な農業生産地域が広がっている。この丘陵台地一帯は、八重瀬町の観光・レクリエーションに資する土地利用が求められている。

エ 沿革

自衛隊の引継ぎ前は、米軍が与座岳第2陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い与座岳陸軍補助施設として使用。

昭和48年2月15日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき85,000㎡が一部返還され、陸上自衛隊が使用。

昭和48年4月13日 与座分屯地発足。

昭和49年9月30日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき132,000㎡が全面返還され、その一部を陸上自衛隊が使用。

平成18年1月6日 八重瀬分屯地に名称変更。

平成26年3月25日 第6高射特科群廃止。

平成26年3月26日 第15高射特科連隊新編。

(3) 陸上自衛隊与那国駐屯地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：八重山郡与那国町（字与那国）

(イ) 面積：278千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
与那国町	—	—	214	64	278

(ウ) 地主数：100名

(エ) 年間賃借料：1千9百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：庁舎隊舎、厚生施設、整備工場、屋内訓練場、体育館

○工作物：給水施設、通信施設

イ 使用状況

(ア) 部隊

- 管理部隊名：与那国沿岸監視隊
- 使用部隊名：与那国沿岸監視隊、第442会計隊、第322基地通信中隊与那国派遣隊、第136地区警務隊与那国連絡班

(イ) 使用主目的：与那国沿岸監視隊本部、後方支援施設

(ウ) 施設の現状及び任務

同駐屯地には、与那国沿岸監視隊、第442会計隊、第322基地通信中隊与那国派遣隊、第136地区警務隊与那国連絡班が駐屯している。

与那国沿岸監視隊は、与那国島周辺を航行・飛行する船舶や航空機を沿岸から監視している。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

この施設は、与那国島の南西に位置し、付近に久部良集落が存在する。

エ 沿革

平成28年3月 陸上自衛隊与那国駐屯地開設。

(4) 陸上自衛隊那覇駐屯地南与座高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：糸満市（字新垣、字真栄平）

島尻郡八重瀬町（字安里）

(イ) 面積：132千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
糸満市	—	—	1	88	88
八重瀬町	—	—	—	44	44
合計	—	—	1	131	132

(ウ) 地主数：86名

(エ) 年間賃借料：8千6百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：哨舎、庁舎、整備工場、火薬庫
- 工作物：土留（よう壁）、避雷設備、通信施設、給水施設

イ 使用状況

(ア) 部隊名

- 管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊
- 使用部隊名：第15高射特科連隊、第15後方支援隊、那覇駐屯地業務隊

(イ) 使用主目的：中隊本部及び中隊施設

(ウ) 施設の現状及び任務

同訓練場には第15高射特科連隊第4高射中隊、第15後方支援隊高射直接支援中隊第4直接支援小隊及び那覇駐屯地業務隊南与座派遣隊が駐屯し、11式短距離地对空誘導弾発射地区としての機能を有しており、同誘導弾が装備されている。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

同訓練場は、琉球石灰岩台地の与座・八重瀬岳の丘陵台地の中央部に位置し、糸満市と八重瀬町との境界部にある。本施設の周辺一帯には、農業基盤が整備された農地やゴルフ場等がある。

エ 沿革

自衛隊の引継ぎ前は、米軍の与座岳第1陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い与座岳サイトに名称変更。

昭和48年4月16日 全面返還され、沖縄返還協定了解覚書B表に基づき陸上自衛隊が使用。
南与座高射教育訓練場開設。

平成26年3月25日 第6高射特科群第326高射中隊廃止。

平成26年3月26日 第15高射特科連隊第4高射中隊新編。

(5) 陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：南城市（知念字知念）
- (イ) 面積：141千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
南城市	1	—	0	139	141

- (ウ) 地主数：100名
- (エ) 年間賃借料：7千1百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：庁舎、整備工場、変電所、倉庫、発電機室、火薬庫、機械室
 - 工作物：給水施設、避雷設備

イ 使用状況

- (ア) 部隊
 - 管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊
 - 使用部隊名：第15高射特科連隊、第15後方支援隊、那覇駐屯地業務隊、第15後方支援隊高射直接支援中隊第1直接支援小隊、那覇駐屯地業務隊知念派遣隊
- (イ) 使用目的：中隊本部及び中隊施設
- (ウ) 施設の現状及び任務

同訓練場は、米軍が使用していた施設を復帰後引き継いで使用しており、第15高射特科連隊第1高射中隊、第15後方支援隊高射直接支援中隊第1直接支援小隊、那覇駐屯地業務隊知念派遣隊が駐屯している。

施設は管理地域と訓練地域から成り、管理地域には庁舎、隊舎、食堂、整備工場、受電所、グラウンド等があり、訓練地域には03式中距離地对空誘導弾、火薬庫等がある。
- (エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

北側に航空自衛隊知念分屯地運用地区がある。同施設から少し離れると、沖縄刑務所や民間住宅等が立地している。

エ 沿革

自衛隊の引継ぎ前は、米軍の知念第1サイト（ミサイルサイト）として使用。
 昭和48年4月6日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき返還され、知念高射教育訓練場開設。
 平成元年2月1日 県道新設計画に伴い、保安用地として23,000㎡を借上。
 平成24年3月25日 第325高射中隊廃止。
 平成24年3月26日 第341高射中隊編成。
 平成26年3月25日 第6高射特科群第341高射中隊廃止。
 平成26年3月26日 第15高射特科連隊第1高射中隊新編。

(6) 陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：沖縄市（字白川、字倉敷）
 国頭郡恩納村（字山田）
- (イ) 面積：157千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
沖縄市	—	—	90	29	119
恩納村	—	—	38	—	38
合計	—	—	128	29	157

- (ウ) 地主数：34名
- (エ) 年間賃借料：6千万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：庁舎、整備工場、倉庫、発電機室、哨舎、火薬庫
- 工作物：給水施設、土留（よう壁）、避雷設備

イ 使用状況

(ア) 部隊

- 管理部隊名：陸上自衛隊第那覇駐屯地業務隊
- 使用部隊名：第15高射特科連隊、第15後方支援隊、那覇駐屯地業務隊、第136地区警務隊、西部情報保全隊那覇第1情報保全派遣隊

(イ) 使用主目的：中隊本部及び中隊施設

(ウ) 施設の現状及び任務

当該訓練場は沖縄市白川にある管理地域と、同地域から約10キロメートル離れた恩納村、沖縄市にまたがる訓練地域からなり、第15高射特科連隊第3高射中隊、第15後方支援隊高射直接支援中隊第3直接支援小隊、那覇駐屯地業務隊白川派遣隊、第136地区警務隊白川連絡班、西部情報保那覇第1情報保全派遣隊白川連絡官が駐屯している。同訓練場には03式中距離地对空誘導弾が装備されている。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

同訓練場の管理地域は、嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫、キャンプ・シールズに隣接し、訓練地域は、嘉手納弾薬庫の北側に位置している。

同施設の訓練地域への進入路については、嘉手納弾薬庫地区内の道路を共同使用している。

エ 沿革

自衛隊の引継ぎ前は、米軍の知花陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 米軍の知花サイト（150,000㎡）と嘉手納弾薬庫の一部（20,000㎡）を共同使用。

昭和48年4月23日 共同使用していた知花サイトが返還され、その大部分（150,000㎡）を陸上自衛隊が使用。

昭和48年5月1日 コザ分屯地開設。

昭和49年4月11日 白川高射教育訓練場に名称変更。

昭和52年11月30日 共同使用地域の残り部分である嘉手納弾薬庫の一部（20,000㎡）と、隣接する嘉手納弾薬庫の一部（11,000㎡）がそれぞれ返還され、陸上自衛隊が使用。

平成8年12月31日 第18航空団の第18通信中隊に使用されていた知花サイトの一部（1,000㎡）が返還され、知花サイトは全部返還となった。

平成12年4月1日 平成8年12月31日に返還された知花サイト跡地1,000㎡を追加使用。

平成26年3月25日 第6高射特科群第323高射中隊廃止。

平成26年3月26日 第15高射特科連隊第3高射中隊新編。

(7) 陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市（勝連平敷屋、勝連内間、勝連平安名）

(イ) 面積：192千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	20	—	—	172	192

(ウ) 地主数：349名

(エ) 年間賃借料：1億3千1百万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：庁舎、車両整備工場、倉庫、射撃場、発電機室、哨舎、火薬庫
- 工作物：給水施設、土留（よう壁）、避雷設備

イ 使用状況

(ア) 部隊

第8章 基地の概要

- 管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊
- 使用部隊名：第15高射特科連隊、第15後方支援隊、那覇駐屯地業務隊
- (イ) 使用主目的：中隊本部及び中隊施設
- (ウ) 施設の現状及び任務
 - 当該訓練場には、第15高射特科連隊第2高射中隊、第15後方支援隊高射直接支援中隊第2直接支援小隊及び那覇駐屯地業務隊勝連派遣隊が駐屯している。
 - 射撃場があり、県内の自衛隊、警察及び海上保安庁などが射撃訓練を実施している。
- (エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

当該訓練場は、米軍のホワイトビーチ地区西側に位置しており、周辺地域は主に農地として利用されている。平成20年3月、訓練場北側に与勝地下ダムが完成し、安定した農業用水の供給が図られている。

エ 沿革

- 自衛隊の引継ぎ前は、米軍の西原第2陸軍補助施設として使用。
- 昭和48年5月1日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき返還され、勝連高射教育訓練場開設。
- 昭和54年3月31日 射撃場を建築。
- 平成25年3月25日 第324高射中隊廃止。
- 平成25年3月26日 第342高射中隊新編。
- 平成26年3月25日 第6高射特科群第342高射中隊廃止。
- 平成26年3月26日 第15高射特科連隊第2高射中隊新編。

(8) 陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：うるま市（勝連比嘉）
- (イ) 面積：254千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	—	—	—	254	254

- (ウ) 地主数：111名
- (エ) 年間賃借料：2千3百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：なし
 - 工作物：なし

イ 使用状況

- (ア) 部隊
 - 管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊
 - 使用部隊名：陸上自衛隊第15旅団、航空自衛隊南西航空方面隊、海上自衛隊第5航空群、米海兵隊（地位協定2-4-(b)）
- (イ) 使用主目的：訓練場
- (ウ) 施設の現状及び任務
 - この施設は、勝連半島の先端部から東方へ約6.7キロメートルの沖合に位置する浮原島全体が訓練場となっており、島の中央部から半径850メートル以内の円形区域が訓練水域である。
 - 昭和53年6月1日以降、陸上自衛隊の管理下で陸、海、空の各部隊が常時訓練を行っており、訓練日程等の調整は陸上自衛隊で行っている。
- (エ) 共同使用の状況
 - a 地位協定第2条第4項(a)：なし
 - b 地位協定第2条第4項(b)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	提供年月日
○在沖米海兵隊	訓練場	254千㎡	昭53.6.1

ウ 周辺状況等

同訓練場周辺海域は、豊かな漁場としてモズク養殖等が盛んに行われている。

エ 沿革

- 昭和47年5月15日 復帰に際し、地位協定2-4-(b)の一時使用施設として米軍に提供（年間40日を限度）。
- 昭和53年6月1日 管理権が自衛隊に移り、自衛隊の専用施設となる。米海兵隊は従来どおり一時使用が許され、年間120日（水域は180日）を越えない範囲で使用している。

(9) 陸上自衛隊那覇訓練場

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：那覇市（字安次嶺、字小禄、字鏡水）
- (イ) 面積：878千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	94	—	—	784	878

- (ウ) 地主数：1,589名
- (エ) 年間賃借料：33億5千万円
- (オ) 主要建物及び工作物
- 建物：なし
 - 工作物：なし

イ 使用状況

- (ア) 部隊
- 管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊
 - 使用部隊名：陸上自衛隊第15旅団
- (イ) 使用主目的：訓練場
- (ウ) 施設の現状及び任務

当該施設は、陸上自衛隊那覇駐屯地と航空自衛隊那覇基地との間に位置し、施設のほとんどが原野で立木、雑草類が生い茂っている。昭和57年4月1日に陸上自衛隊那覇訓練場として開設された。主に陸上自衛隊による野営訓練等が行われている。

- (エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

この施設は、陸上自衛隊那覇駐屯地の南側に隣接している。空港へのアクセス改善を目的として、訓練施設の西側から南側にかけて沖縄都市モノレール（平成15年開通）や関連道路が整備されている。また、沖縄本島中北部へのアクセス道路として、那覇空港自動車道が暫定供用されている。

エ 沿革

- 昭和57年4月 一部返還された米軍の那覇空軍・海軍補助施設を陸上自衛隊那覇訓練場として開設し使用開始。
- 昭和59年4月 58,000㎡を空港施設（国際線ターミナル用地）として返還。
- 昭和62年9月1日 那覇港湾施設（一部）及び那覇空軍・海軍補助施設の返還に伴い、訓練場用地として1,224㎡借上げ。
- 平成元年3月 10,000㎡を宿舍用地に用途変更。
- 平成3年3月 67,000㎡を空港施設（新ターミナル用地）として返還。
- 平成3年12月 空港路線バス等の駐車待機用地として、1,264㎡を返還。
- 平成11年3月 国道322号拡幅工事に伴い、4,968㎡を返還。
- 平成12年2月 県道那覇空港線アクセス道路の新設に伴い、2,767㎡を返還。
- 平成17年1月 産業振興支援センターの新設に伴い、24,100㎡を返還。
- 平成17年1月 沖縄西海岸道路（那覇西道路）建設に伴い、14,180㎡を返還。

(10) 陸上自衛隊沖縄訓練場

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：沖縄市（字池原）

第8章 基地の概要

(イ) 面積：570千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
沖縄市	1	—	412	157	570

(ウ) 地主数：139名

(エ) 年間賃借料：1億8千1百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：覆道式射場、管理棟

○工作物：給水施設

イ 使用状況

(ア) 部隊

○管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊

○使用部隊名：陸上自衛隊第15旅団

(イ) 使用主目的：訓練場

(ウ) 施設の現状及び任務

沖縄市池原に位置し、施設のほとんどが雑木林等の原生林及び原野で、覆道式射場がある。同施設においては、陸上自衛隊、警察及び海上保安庁などが射撃訓練を実施している。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

同訓練場の周辺には、嘉手納弾薬庫などの米軍施設、倉敷ダム、倉浜衛生施設組合のごみ処理施設、沖縄市市民農園等が位置している。

エ 沿革

平成18年11月1日 沖縄訓練場として使用開始。

平成20年9月19日 覆道式射場完成。

(11) 陸上自衛隊那覇駐屯地那覇宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字安次嶺、字小禄）

(イ) 面積：10千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	0	—	—	10	10

(ウ) 地主数：28名

(エ) 年間賃借料：4千1百万円

(オ) 主要建物及び工作物

○建物：宿舎

○工作物：電力線路、通信線路、給水施設

イ 使用状況

(ア) 部隊

○管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊

○使用部隊名：陸上自衛隊第15旅団、航空自衛隊南西航空方面隊、海上自衛隊第5航空群、沖縄地方協力本部

(イ) 使用主目的：宿舎

(ウ) 施設の現状及び任務

同宿舎は、陸上自衛隊那覇駐屯地の南側に位置している。国道331号に面しているため、交通の利便性は良い。建物は、1棟5階建て40室が2棟があり、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊及び沖縄地方協力本部に勤務する隊員とその家族が居住している。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

この施設は、那覇市の西南にあつて、那覇空港に隣接している。空港へのアクセス改善を目的として、施設の西側から南側にかけて沖縄都市モノレール（平成15年開通）や関連道路が整備されている。また、沖縄本島中北部へのアクセス道路として、那覇空港自動車道が整備されつつある。

エ 沿革

平成元年3月 老朽化が著しい鏡水宿舎の代替として新築。
平成2年3月 宿舎用地140㎡を購入。

(12) 陸上自衛隊那覇駐屯地賀数宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：糸満市（字賀数）
(イ) 面積：37千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
糸満市	37	—	—	—	37

(ウ) 地主数：（国有地）
(エ) 年間賃借料：—
(オ) 主要建物及び工作物
○建物：宿舎
○工作物：給水施設、浄化施設

イ 使用状況

(ア) 部隊
○管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊
○使用部隊名：陸上自衛隊第15旅団、航空自衛隊南西航空方面隊、海上自衛隊第5航空群、沖縄地方協力本部
(イ) 使用目的：宿舎
(ウ) 施設の現状及び任務
当該宿舎は、糸満市字賀数の住宅密集地域から北東に約400メートル離れた所に位置している。老朽化に伴い、平成15年7月に7階建て4棟が建替えられ陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊及び沖縄地方協力本部に勤務する隊員及び職員とその家族が居住している。
(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

同宿舎は、東方に八重瀬町（旧東風平町）が近接し、周囲は農地が広がり西側に県立糸満青年の家がある。他の集落同様に自治会を有し、居住している隊員や家族は、糸満ハーレー等の地元の行事等に参加し、地元住民との交流も図られている。

エ 沿革

昭和49年10月 用地購入。
昭和49年11月 使用開始。
平成3年 2,600㎡を県道用地として割譲。
平成15年7月 宿舎4棟建替。
平成22年3月 宿舎1棟新設

(13) 陸上自衛隊那覇駐屯地阿波根宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：糸満市（字阿波根）
(イ) 面積：9千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
糸満市	9	—	—	—	9

(ウ) 地主数：（国有地）
(エ) 年間賃借料：—

第8章 基地の概要

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：宿舎
- 工作物：給水施設

イ 使用状況

(ア) 部隊

- 管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊
- 使用部隊名：陸上自衛隊第15旅団、航空自衛隊南西航空方面隊、海上自衛隊第5航空群、沖縄地方協力本部

(イ) 使用主目的：宿舎

(ウ) 施設の現状及び任務

当該宿舎は糸満市宇阿波根にあって、国道331号から東側に約300メートル入ったところに所在する。130室あり、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び沖縄地方協力本部に勤務する職員とその家族が居住している。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

同宿舎は、豊見城市に隣接し、周囲は一部に農地を有し、個人住宅や集合住宅、そして、国道沿いには、大型店舗や医療施設がある。他の集落同様に自治会を有し、居住している隊員や家族は、糸満ハーレー等の地元の行事等に参加し、地元住民との交流も図られている。

エ 沿革

- 昭和48年11月 用地購入、宿舎を建設して使用開始。
- 平成13年2月 宿舎2棟建替。

(14) 陸上自衛隊与那国駐屯地祖納宿舎

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：八重山郡与那国町（字祖納）
- (イ) 面積：3千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
与那国町	3	—	—	—	3

(ウ) 地主数：(国有地)

(エ) 年間賃借料：—

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：宿舎
- 工作物：給水施設、浄化施設

イ 使用状況

(ア) 部隊

- 管理部隊名：与那国沿岸監視隊
- 使用部隊名：与那国沿岸監視隊、第442会計隊、第322基地通信中隊与那国派遣隊、第136地区警務隊与那国連絡班

(イ) 使用主目的：宿舎

(ウ) 施設の現状及び任務

当該宿舎は、祖納集落に隣接しており、平成28年3月、駐屯地開設と同時に使用を開始した。

(エ) 共同使用の状況：なし

ウ 周辺状況等

この施設は、与那国島の北東に位置する祖納集落にあり、居住する隊員や家族は、地元の行事等に参加し周辺住民との交流も行われている。

エ 沿革

- 平成28年3月 使用開始。